

生活道路[※]における自動車の 法定速度が引き下げられます!!

※ここでいう「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に
利用されるような、中央線などがない道路のことです。

令和8年9月1日
改正道路交通法施行令施行

60 km/h → 30 km/h



▼ 以下の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです ▼

- 1 道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路 
- 2 道路の構造上又は柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路 
- 3 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
- 4 自動車専用道路 

◆道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。例えば、道路標識により最高速度が40km/hと指定されている生活道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。

◆決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考えて、安全な速度で走りましょう。

警察庁・都道府県警察

これまで・これから

これまで、道路標識や道路標示によって最高速度が指定されていない一般道路の法定速度^{※1}は時速60kmでしたが、令和8年9月1日からは、中央線や中央分離帯、中央ポールがないいわゆる「生活道路」の法定速度が時速30kmとなります。^{※2}

※1 道路標識または道路標示による最高速度の指定がない道路での最高速度。

※2 主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路。

【注意点】

すべての道路の法定速度が時速30kmになるわけではありません。道路標識や道路標示に従い判断しましょう。また、決められた速度の範囲以内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などに応じて、安全な速度で運転するよう心掛けましょう。

◎法定速度が時速60kmのままの道路

- ①道路標識または道路標示による中央線または車両通行帯が設けられている一般道路
- ②道路の構造上または柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
- ③高速自動車国道のうち、本線車線（非分離車線区間を除く）並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
- ④自動車専用道路

◎法定速度が時速30kmとなる道路

上記の①～④の道路以外の一般道路

☞中央線や車両通行帯、中央分離帯などがない道路（＝生活道路）

ただし、道路標識等により最高速度が指定されている道路では、その指定された速度が最高速度となります。

（例えば、道路標識により最高速度が時速40kmと指定されている生活道路の最高速度は、時速30kmではなく時速40kmとなります。）



★こんなことをチェックしよう！

- ☒ 標識などで最高速度（制限速度）の指定がない！
- ☒ センターライン（中央線）がない！



時速30kmで走行

